

(仮称) 千葉市こども基本条例の骨子案について

<構成>

○前文

○第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念
- ・責務等
- ・周知啓発

○第2章 こどもの権利の保障

- ・こどもの権利
- ・虐待・体罰・いじめ等の根絶
- ・家庭における権利の保障
- ・こどもに関する施設における権利の保障
- ・地域における権利の保障
- ・こどもの権利の侵害に関する救済

○第3章 こどもの意見表明と社会参画

- ・こどもの意見表明の機会の確保
- ・こどもの社会参画の機会の確保

○第4章 こどもに関する施策の推進

- ・推進計画
- ・推進状況の確認・検証

前文

○条例の制定の趣旨、意義、背景などを明示

(事務局の考え方)

子どもの権利や育成に関する条例を制定している多くの自治体において前文を付しており、市の基本的な考え方や姿勢を明らかにすることにより、広く市民が条例の必要性を理解するために必要なものと考えます。

第1章 総則

○目的

・未来を担う全ての子どもたちが、自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう、子どもの権利が保障される社会の実現を図るとともに、子どもに関する施策を総合的に推進

(事務局の考え方)

本市では、子ども基本法の目的等を踏まえ、子どもの権利の保障とともに、総合的な施策の推進についても規定する条例の制定を目指すものです。

なお、子どもに関する施策とは、子ども基本法における「子ども施策」に加え、困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援に関する施策を含めるものとします。

【参考】子ども基本法（第2条第2項）における「子ども施策」

①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの身心の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援

②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

③家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

④その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策

○定義

- ・この条例において「こども」とは、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階に限らず、心身の発達の過程にある者とする。

(事務局の考え方)

こどもについては法令上明確な区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。本市では、「千葉市こどもプラン」において子どもの表記を以下のとおり使い分け、乳児から青少年までの全般を指す場合にはひらがなで「こども」と表記しており、また、令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が「「こども」表記の推奨について（依頼）」でもひらがなでの表記を推奨していることから、条例ではひらがなで「こども」と表記し、定義についてもこども基本法と同じく、「心身の発達の過程にある者」が適切と考えます。

ただし、一般的に「こども」の単語自体が青少年までを対象とするイメージが薄いことから、新生児期から思春期の各段階に限らないことを明記します。

【参考】「千葉市こどもプラン」における表記の使い分け

「こども」・・・乳児から青少年までの全般を指す場合

「子ども・若者」・・・子ども・若者育成支援推進法に基づく特定の施策分野における30歳代までの対象者を示す場合

「子ども」・・・児童福祉法で「児童」と規定する18歳未満のうち一定の範囲の者

○基本理念

- ・全てのこどもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ・全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

- ・全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。
- ・こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもに対して適切な養育環境を確保すること。
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(事務局の考え方)

こども基本法の「基本理念」と同様の趣旨を定めます。

○責務等

- ・市の責務
- ・保護者、こどもに関する施設の関係者、事業者、市民の努力

(事務局の考え方)

社会全体でこどもを支援する機運の醸成を図るため、市が果たすべき責務のほか、保護者などが努力すべきことを示します。

なお、「こどもに関する施設」とは、保育所や幼稚園、学校、社会的養護施設など、子どもの育ちや学びに關係する全ての施設を指します。

○周知啓発

- ・広く市民の理解を深めるための周知啓発
- ・記念日等の制定

(事務局の考え方)

子どもの権利やこども施策に関する市民の理解を深め、社会全体でこどもを支援するための周知啓発について規定します。子どもの権利に関する記念日や週間、月間を定めている自治体があることから、記念日等の制定は、周知啓発の一つの手段として効果的と考えます。

なお、こどもを対象とした周知啓発については、子どもの意見表明権と関連するものとして、別に定めます。

第2章 こどもの権利の保障

○こどもの権利

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく豊かに育つ権利
- ・自分を守り、守られる権利
- ・社会に参画する権利 など

(事務局の考え方)

当事者であるこどもを含め広く市民に、こどもにはどのような権利が備わっているかを明らかにすることは非常に重要です。また、こどもには、自分はもちろん、他のこどもにも同様に権利が備わっていることを理解させる必要があります。

権利の種類については、児童の権利に関する条約に規定されているものを基本としつつ、市民の意見等を踏まえ、検討する必要があります。

なお、他政令市においては、「自分を豊かにし、力づけられる権利」、「自分で決める権利」（川崎市）、「身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利」（新潟市）などが定められている事例があります。

また、こどもの権利を過度に認めることは自己中心的な言動の助長につながるなど、一部否定的な意見もあることから、条文については慎重に検討する必要があると考えます。

○虐待・体罰・いじめ等の根絶

- ・著しい人権侵害である虐待等の禁止
- ・社会全体で取り組むべき課題
- ・社会的養護の充実 など

(事務局の考え方)

いかなる理由があろうと虐待等は著しい人権侵害であることを明記し、その根絶に向けた強い姿勢を示すことが重要と考えます。その根絶に向けては、家庭やこどもに関する施設はもちろん、地域住民等を含む社会全体で取り組む必要があります。

○家庭における権利の保障

- ・愛情深く適切な養育
- ・不適切な養育環境や生活困窮など課題を抱えた家庭への支援 など

(事務局の考え方)

子どもの養育については家庭を基本として行われ、第一義的に父母その他の保護者が責任を有するものであることから、生活の基本である家庭において、子どもは愛情深く適切に養育されなければならないものだと示すことが重要です。

一方で、課題を抱えた家庭については、適切な支援を行う責務が市にあることを明らかにする必要があります。

○こどもに関する施設における権利の保障

- ・子どもの意見を考慮した運営
- ・学びや体験等の機会の確保、不登校児童生徒への支援 など

(事務局の考え方)

子どもの育ちや学びに関係する施設は、いずれも子どもにとって欠かせない成長・発達の場であり、その運営にあたっては子どもの意見を考慮する必要があると考えます。

また、不登校児童生徒数も増加傾向にあることから、その対応や支援に関する市の責務を明らかにする必要があります。

○地域における権利の保障

- ・地域住民等による見守り支援
- ・身近な居場所づくり など

(事務局の考え方)

子どもは家庭や育ち・学びの施設の中だけでなく、地域における多様な人間関係の中で成長するものであり、地域住民等による見守り支援や、家庭でも学校でもなく、子どもが安全・安心に過ごせる身近な地域の居場所の重要性を示す必要があります。

○子どもの権利の侵害に関する救済

- ・相談機関の設置
- ・救済措置

(事務局の考え方)

子どもの権利の保障について規定するだけでは、現実的に権利侵害の可能性を完全には排除できないことから、相談機関の設置や救済措置について規定する必要があると考えます。

本市では、子ども本人及び保護者を対象とした各種相談窓口が設置されているほか、子どもの権利擁護を図る機関として、児童生徒性暴力等防止対策検討委員会やいじめ等調査委員会が設置されており、救済の在り方については検討する必要があります。

第3章　子どもの意見表明と社会参画

○子どもの意見表明の機会の確保

- ・市や子どもに関する施設における意見表明の機会の確保
- ・意見表明が困難な子どもへの配慮
- ・子どもが意見表明を行うために必要な子どもに対する啓発や情報発信

(事務局の考え方)

子どもが自分に関わることについて意見を表明することは、未来を担う社会の一員として成長するために重要なことであり、市や育ち・学びに関する施設は、様々な配慮を行いながら、その機会の確保に努めなければならないことを示すことが必要と考えます。

○子どもの社会参画の機会の確保

- ・子どもに関する施策や事業への子どもの意見の反映

(事務局の考え方)

子どもの意見が実際に市の施策等に反映されることが、子どもの社会参画を図る上で重要であり、市や子どもに関する施設は可能な限り意見の反映に努めなければならないことを示すことが必要と考えます。

第4章 こどもに関する施策の推進

○市の方針

- ・全てのこどもが健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備
- ・困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援
- ・子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援
- ・地域におけるこどもや子育て家庭の支援者の育成・支援

(事務局の考え方)

条例の目的の一つである、こども施策の総合的な推進を図る趣旨から、市の方針を明らかにする必要があると考えます。

○推進計画

- ・既存計画の整理・統合等を含む、推進計画の策定

○推進状況の確認・検証

- ・こどもの権利の保障を含む、こどもに関する施策の推進状況の確認・検証

(事務局の考え方)

本市ではすでに「千葉市こどもプラン」や「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」などが策定されていますが、条例の制定に伴い、こどもに関する施策の一層の推進を図るために計画の策定や、その推進状況の確認・検証を行う仕組みが必要と考えます。

※ 今後、国が策定する「こども大綱」の内容を踏まえ、さらに検討